

エンジェル税制（優遇措置A）に関する様式

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（ 年分 ）

氏名 蔵人 太郎

1 寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額 (最高8百万円※)	①	▲▲▲▲ 円
		①以外の寄附金の額	②	●●●●
		① + ②	③	●●●●
	所得金額の合計額	所得金額の合計額	④	●●●●
		④ × 40%	⑤	●●●●
		③と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥	●●●●
		寄附金控除額 (⑥ - 2千円)	⑦	●●●●
	取得費の調整対象額の計算	⑤ - ②	⑧	●●●●
		①と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨	●●●●
		取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)	⑩	●●●●

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。
 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。
 ※適用対象額は、最高8百万円（令和2年12月31日までは、1千万円）です。なお、裏面の1の④に掲げる株式のうち令和3年3月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1千万円を限度とします。

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注) 申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。

(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額

・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額（特別控除前の金額）

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨②の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

※控除対象となる投資額の上限は800万円（租税特別措置法第41条の19）

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

3銘柄超の場合は別紙に記載

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

		控除対象特定新規株式の銘柄			合計 (A+B+C)	
		A 株式会社A	B 株式会社B	C 別紙参照		
適用対象額（注1）		⑪	●●●● 円	●●●● 円	■●●■ 円	▲▲▲▲ 円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫	(⑪の⑩/合計の⑩) %	(⑫の⑩/合計の⑩) %	(⑬の⑩/合計の⑩) %	●●●● %
	⑪ × ⑫	⑬	●●●● 円	●●●● 円	●●●● 円	●●●● 円
	2千円控除の内訳（注2）	⑭			2,000	2,000
取得費の調整対象額 (⑬ - ⑭)		⑮	●●●●	●●●●	●●●●	—

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

税務署整理欄

資産課税部門

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（ 年分 ）

氏名 蔵人 太郎

1 寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額 (最高8百万円※)	①	円	
		①以外の寄附金の額	②		
		① + ②	③		
	所得金額の合計額		④		
	④ × 40%		⑤		
	③と⑤のいずれか少ない方の金額		⑥		
	寄附金控除額 (⑥ - 2千円)		⑦	(赤字のときは0)	
	取得費の調整対象額の計算	⑤ - ②		⑧	(赤字のときは0)
		①と⑧のいずれか少ない方の金額		⑨	
		取得費の調整対象額 (⑨ - 2千円)		⑩	(赤字のときは0)

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。
 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。
 ※適用対象額は、最高8百万円（令和2年12月31日までは、1千万円）です。なお、裏面の1の④に掲げる株式のうち令和3年3月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1千万円を限度とします。

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注) 申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

3銘柄超の場合は別紙として記載

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

		控除対象特定新規株式の銘柄			合計 (A+B+C)
		A C株式会社	B D株式会社	C	
適用対象額（注1）		⑪ ●●●●● 円	●●●●● 円	●●●●● 円	▲▲▲▲▲ 円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫ (⑪の⑩/合計の⑩) % ●●●●● %	(⑫の⑩/合計の⑩) % ●●●●● %	(⑬の⑩/合計の⑩) % ●●●●● %	●●●●● %
	⑨ × ⑫	⑬ (⑨×⑫) 円 ●●●●● 円	(⑭×⑫) 円 ●●●●● 円	(⑮×⑫) 円 ●●●●● 円	(⑯) 円 ●●●●● 円
	2千円控除の内訳（注2）	⑭	2,000		2,000
取得費の調整対象額 (⑬ - ⑭)		⑮ (赤字のときは0) ●●●●●	(赤字のときは0) ●●●●●	(赤字のときは0)	●●●●●

(注) 1 ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2 ⑭欄は、⑫から⑬の合計額が2,000円となるように記入してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

税務署整理欄

資産課税部門

特定（新規）中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25 ()	フリガナ 氏 名	クラトウ 太郎 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	()

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第__号__ (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- 租税特別措置法第41条の19第1項第__二__号 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
- 旧震災特例法 (令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。) 第13条の3 (復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：株式会社A】

エンジェル税制が適用される株式の詳細記載

その年中の払込みによる取得の状況				その年中の譲渡又は贈与による異動の状況			
年	月	日	株数	年	月	日	株数
●●	●●	●●	●●株	●●	●●	●●	●●株
●●	●●	●●	●●株	●●	●●	●●	●●株
●●	●●	●●	●●株	●●	●●	●●	●●株
●●	●●	●●	●●株	●●	●●	●●	●●株
合 計	3①欄へ		●●株	合 計	3②欄へ		●●株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	●●株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	●●株
③ 控除対象特定（新規）株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) ●●株
④ ①の株式の取得に要した金額	●●●●円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	●●●●円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にて☑してください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25 ()	フリガナ 氏 名	クラトウ 太郎 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	()

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第__号__ (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- 租税特別措置法第41条の19第1項第__二__号 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
- 旧震災特例法 (令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。) 第13条の3 (復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

エンジェル税制が適用される株式の詳細を銘柄ごとに記載

【銘柄：株式会社B】

その年中の払込みによる取得の状況				その年中の譲渡又は贈与による異動の状況			
年	月	日	株数	年	月	日	株数
●●	●●	●●	●●株	.	.	.	株
.	
.	
.	
合	計	3①欄へ	●●株	合	計	3②欄へ	株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	●●株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) ●●株
④ ①の株式の取得に要した金額	●●●●円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	●●●●円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にしてください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)

特定（新規）中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25 ()	フリガナ 氏 名	クラトウ 太郎 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	()

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第__号__ (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- 租税特別措置法第41条の19第1項第__二__号 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
- 旧震災特例法 (令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。) 第13条の3 (復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

エンジェル税制が適用される株式の詳細を銘柄ごとに記載

【銘柄：C株式会社】

その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年	月	株数	年	月	株数
●●	●●	●●株	.	.	株
.	.		.	.	
.	.		.	.	
.	.		.	.	
合 計	3①欄へ	●●株	合 計	3②欄へ	株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	●●株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) ●●株
④ ①の株式の取得に要した金額	●●●●円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	●●●●円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。
なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例のしてください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	東京都 品川区 東五反田5-25 ()	フリガナ 氏 名	クワダ タロウ 蔵人 太郎
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	()

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第__号__ (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- 租税特別措置法第41条の19第1項第__二__号 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
- 旧震災特例法 (令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。) 第13条の3 (復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

エンジェル税制が適用される株式の詳細を銘柄ごとに記載

【銘柄：D株式会社】

その年中の払込みによる取得の状況				その年中の譲渡又は贈与による異動の状況			
年	月	日	株数	年	月	日	株数
●●	●●	●●	●●株	.	.	.	株
.	
.	
.	
合	計	3①欄へ	●●株	合	計	3②欄へ	株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	●●株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) ●●株
④ ①の株式の取得に要した金額	●●●●円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	●●●●円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にしてください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)